

児童手当・児童育成手当

現況届は6/28(金)までに提出を

6月1日に児童手当・児童育成手当を受けている方に現況届の用紙をお送りしました。提出がない場合、手当の受給資格があっても手当を受給できなくなりますので、期限までに必ずご提出ください。

審査の結果、引き続き受給資格が継続となる方には10月以降に支払通知書を、受給資格が消滅となる方には8月以降に支給

事由消滅通知書を送付します。
 [提出期限] 6月28日(金) 必着
 [提出書類] 児童手当・特例給付現況届、児童育成手当現況届(記入漏れ・必要書類の添付漏れにご注意ください)
 [提出方法] 現況届の用紙に必要事項を記入し、〒135-8383区役所子育て支援課給付係へ郵送または窓口で

ひとり親家庭のお母さん、就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭の父母の支援として、就労支援に関する給付金をはじめさまざまな事業を行っています。

給付金の支給

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の父母を支援するため、「高等技能訓練促進費」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付金事業を行っています。給付金を受けるためには、福祉事務所に事前に相談することが必要です。

○高等技能訓練促進費
 安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資

格取得を目指すひとり親家庭の父母に対し、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します。
 ※父親は平成25年度入学生のみが対象となります。
 [看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、理・美容師等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方。] [支給対象期間] 申請のあった月から修業期間の全期間のうち最大2年間を上限。
 [支給額] 住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円
 [修了一時金] 高等技能訓練促進費の一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日から

30日以内に要申請)
 ○自立支援教育訓練給付金
 就労に役立てるため必要な教育訓練講座を受講した際、負担した受講料の一部を助成します。
 [給付金] 支払った費用の20%に相当する額(上限10万円) ※4,000円以下は対象外
 [対象となる講座] 資格雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、教育訓練給付制度検索システム(HP http://www.kyufu.javadra.or.jp/kensaku/T_M_kensaku)をご覧ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得限度額以上の場合は支給月額が児童1人5,000円となります。

扶養親族等の数	本人限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
4人	512万4千円
5人	550万4千円

※所得限度額以上の場合は支給資格が消滅となります。

4区(江東・品川・港・目黒)合同 8/27(火) ものづくり商談会

中小企業の新たな外注先・ビジネスパートナー探しに企業間のネットワーク構築、企業活力を増進するため、中小製造業事業者を対象とした商談会を開催します。品川区を会場に、江東区・港区・目黒区の4区合同で行う商談会は23区では初めての試みです。

事前に受注・発注の両企業に、それぞれ得意分野や希望品目(査)や、DV(配偶者暴力)からの避難等、緊急に保護を必要とする母子または女性が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

母子福祉資金の貸付
 母子家庭の母親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします(要審査)。
 [資金の種類] 修学資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子自立支援員にお問い合わせください。
 [区内] 6か月以上お住まいの母子家庭の母親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方
 [深川地区の方] 保護第一課母子自立支援員
 ☎(3645)3106
 [城東地区の方] 保護第二課母子自立支援員
 ☎(3637)2707

ケアマネジャー実務研修 受講試験 申込期限7月10日(水)

介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験の受験要項(願書)を配布します。受験要項は、高齢者支援課(区役所3階9番)等で配布しています。

[試験日] 10月13日(日)
 [受験資格] ①②の保健・医療・福祉分野で合計5年以上かつ900日以上の実務経験がある方
 ① 国家資格等に基づく業務従事者(医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等)
 ② 施設等において必要とされている相談援助業務の従事者等
 ③ 介護等の業務に従事する職員で、社会福祉主事任用資格取得者・介護職員初任者研修修了者等
 ※介護等の業務に従事する職員で、資格のない場合は、10年以上かつ1,800日以上の実務経験がある方
 ※詳細は受験要項をご覧ください。
 [受験要項配布場所] 高齢者支援課(区役所3階9番)、介護保険課(区役所3階4番)、長寿サポートセンター等、保健所、



中小企業団体登録 6/28(金)まで

区では、地域産業の振興と発展に資することを目的として、江東区の中小企業団体の登録を行い、事業支援情報の提供や産業会館および商工情報センター利用の優遇措置を行っています。現在、登録済み団体の更新書類の受付中です。

変更事項のない場合も更新手続きが必要になりますので、改めて書類の提出をお願いします。新規に登録を希望される団体は、お問合わせください。
 [締] 6月28日(金)
 [問] 経済課産業振興係
 ☎(3647)2332

登録済み団体も更新手続きを忘れずに

フォームに必要事項を記入し、メールで経済課産業振興係へ
 ☎(3647)2332
 ※インターネット環境が利用できない方はご相談ください。
 [E] 0602020@city.koto.lg.jp